平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

44

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

情報通信基盤の整備に係る補助対象要件の緩和

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

情報通信基盤の整備に係る補助対象要件を緩和し、自然災害等による大規模な修繕費等も含めることを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

情報通信基盤の整備について、国の補助事業「情報通信基盤整備推進補助金」の補助対象は施設・設備の設置に要する経費に限られ、維持管理に当たっての自然災害等による修繕費等は対象外となっている。

台風常襲地帯で離島を抱える鹿児島県においては、施設・設備の設置後に大規模な修繕費等の財政負担の発生が想定されることから、結果として本補助金を活用して基盤整備した市町村は県内で1町のみであり、県内の情報通信基盤の整備が進まない状況にある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

自然災害による大規模な修繕費等を補助対象とすることにより、本補助金を活用して情報通信基盤の整備を進めるに当たり、将来的に市町村が多大な財政負担を負うことになる懸念が払拭され、財政基盤が脆弱な小規模市町村においても本補助金の活用が容易となる。

これにより、離島や山間地などの条件不利地域において、市町村による情報通信基盤の整備が図られ、情報格差の解消のほか、行政の効率化や災害時における効果的な情報収集・伝達、観光地としての情報発信など、地域活性化への寄与も大いに期待される。

根拠法令等

情報通信基盤整備推進補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、酒田市、新島村、高松市

〇昨年の台風第 10 号災害に係る過去に総務省補助事業で整備した光ファイバ網の復旧について、情報通信 基盤整備推進補助金交付要綱の一部改正により限定的に補助対象としていただいているが、今後の大規模災 害に備え、復旧費用を恒久的に補助対象としていただきたい。

○当村でも今年度、本補助金を利用し、光ファイバ網の整備を行なっているところであるが、本提案のように当

村においても離島地域であり、台風の影響を大きく受ける地域である。また、当村においては南海トラフ地震の 津波高想定において30m以上の津波が来襲することが予想されている地域である。

そのため、災害時には大規模な修繕費等の財政負担の発生が想定されることから、本補助金において補助対象件の緩和を行なっていただくことが望ましい。